

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書

現在わが国では、年間3万人以上の方々がみずから命を断ち、320万人を超える人々が精神疾患のために医療機関を受診しており、今も増加傾向が続いている。また、ひきこもり・虐待・路上生活など社会問題の多くの背景にも、こころの健康の問題があると言われている。まさに、国民のこころの健康の危機と言える状況にある。

このような中、厚生労働省は平成23年7月に、これまでの4大疾病に新たに精神疾患を加えて5大疾病とし、求められる医療機能の明確化、医療機関等の機能分担や連携を推進する方針を決定したところだが、精神疾患対策に関しては、医師等の配置基準の格差や患者を支える家族への支援など、解決すべき課題が山積している。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置付け、総合的で長期的な政策を実行することが必要である。

よって、国においては、すべての国民を対象としたこころの健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月20日

千葉県成田市議会